**南幌町小売・サービス業経営継続支援金　実施概要**

**■事業の趣旨**

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等により長期化するコロナ禍の影響は飲食店のみならず、小売業やサービス業においてもその影響は軽視できないものとなっています。

これらの状況を踏まえ、本町では小売業及びサービス業における感染症対策に要する経費の負担を軽減し経営の継続を支援することを目的として、昨年度に引き続き「南幌町小売・サービス業経営継続支援金」を交付します。

**■交付の対象となる方**

令和３年１０月１日時点において、南幌町内に接客を伴う店舗を有し小売業又はサービス業を営む方のうち「新北海道スタイル」による感染症対策を実践されている事業者の方を対象に交付します。

【店舗の要件】

・南幌町内に立地し接客し陳列した商品または役務（サービス）を提供する店舗

・店舗兼住宅の場合は、接客を行う店舗部分が明確に分離しているものを対象とする

【事業者の要件】

・上記の対象店舗において、小売業又はサービス業を営んでいるもの

・「新北海道スタイル」に準じた感染症対策を講じているもの

**■交付の内容**

令和３年５月～９月の５か月間の売上げを前年または前々年同月と比較した減少率に応じて下記の金額を売上げの減少額を上限として交付します。

▲２０％未満　　　　　　**１０万円**　／　▲２０％以上５０％未満　**１５万円**

▲５０％以上　　　　　　**２０万円**

**■申請の受付期間**

**令和３年１１月１日　～　令和３年１２月３０日**

**■申請に必要な書類**

交付金申請書（町様式）　／　誓約書（町様式）　／　対象期間の売上を確認できる書類

業態が確認できる書類　／　振込先通帳の写し　／　本人確認書類の写し

**■申請及び問い合わせ先**

南幌町　産業振興課　商工観光グループ　☎３９８－７２０１